意見書の提出について

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行はできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日を快適に生活できるよう、下記の感染症につきまして登園に関する医師の意見書の提出をお願いします。

	病名	登園のめやす
1	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後3日間
2	百日咳	特有の咳が消失するまで
3	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
4	おたふくかぜ	耳下腺の腫脹が消失するまで
5	風疹	発疹が消失するまで
6	水痘	すべての発疹が、痂皮化するまで
7	プール熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
8	結核	医師によって感染の恐れがないと認められるまで
9	0-157	医師によって感染の恐れがないと認められるまで
10	流行性角結膜炎	医師によって感染の恐れがないと認められるまで
11	急性出血性結膜炎	医師によって感染の恐れがないと認められるまで
12	RSウイルス	医師によって感染の恐れがないと認められるまで
13	ノロウイルス	医師によって感染の恐れがないと認められるまで
14	感染性胃腸炎	医師によって感染の恐れがないと認められるまで

「感染の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」「学校保健法施行規則」の「幼稚園・保育園においてよくみられる感染症の登園、休園基準」を基に、上記の基準を定めています。

〇上記以外の感染症(溶連菌感染症・マイコプラズマ肺炎・ヘルパンギーナ等)につきましては意見書の必要はありませんが、子どもの健康回復状態が、集団での保育園生活が可能な状態となってから登園

かほる保育園・園長殿

する様配慮をお願いいたします。

園児氏名		

月

日

病名「 」

<u>月 日 から登園可能と認めます。</u> 年

医療機関名_____

医師名______ <u>印またはサイン</u>